

第10回 稲城市住所整理地区市民検討会（矢野口・東長沼・百村京王線以南地区）

実施日：令和5年11月1日（水） 午後7時00分～午後8時30分

会場：稲城消防署 3階 講堂

参加数：地区市民検討委員13名（欠席7名）

事務局3名（谷口課長、平林係長、小出主事）

次第1 アンケートの結果と住所整理の方針について

市：アンケート回答率は約2割。全体意見でなく、傾向として参考にさせていただきたい。

委：お住まいの地域ごとの集計結果は、概ね我々の認識と一致している。

委：区画整理事業区域は、新町名を希望する回答が圧倒的である。

委：新町名を設定する方針とし、範囲について検討していく。

次第2 新町名とする場合の範囲について

委：大まかな範囲を決め、詳細を調整する流れが良い。

委：概ね認識が一致しているため、アンケート回答は尊重して良いと考える。この結果に従い、新町名範囲はC・D・E地域を基本として、個々の詳細について調整していくのが良い。

委：そのような方針で良い。

<東側①について>

委：接道や生活動線等を考慮し、範囲を調整するかどうかを考えた方が良い。影響がないようであれば、回答結果に沿った町界で良い。

市：稲城市住所整理基本方針に定められている「道路や河川等の恒久物を町界に設定」することがわかりやすいが、アンケート意見を踏まえて検討する必要がある。資料の想定では、一部土地の境を町界とする案となっているが、接道等で分かれる形となっている。

委：わかりやすさで言えば、南側の境を大きい道路に移すことも、案の一つとして考えられる。検討しているか。

市：まだ検討していないが、提案があれば、調整や確認等を行っていく。

<東側②について>

委：宅地等（予定）箇所については、権利者に意向を確認してはどうか。

また、同じ学区では町名を揃えてほしいという意見を聞く。この周辺の学区は、稲城第七小学校の区域か。

市：小学校の通学区域は、マンションを含み東側が稲城第七小学校、西側は南山小学校の区域となっている。中学校の通学区域は、一体として稲城第三中学校の区域となっている。なお、通学区域は定期的に見直されている。

委：マンション住民の意見は、どのようなものがあるのか。

市：アンケートはB地域として集計しているため、マンション住民のみの意見は分類できない。一部、マンション住民と思われる回答もあったが、意見が分かっていた。

委：管理組合に意向を確認し、新町名に含めるか決めれば良いのではないか。

市：確認する。

<西側>

委：西側については、長らくお住まいの方の意向やアンケート結果を尊重し、F地区に対して新町名範囲を大きく広げない方が良いでしょう。区画整理事業区域境近くの道路に接している住民に意向を確認するのが良いのではないかと。

委：向陽台・公園通りを町界として、道路西側の区画整理事業区域を百村にすることは可能か。現在と同じ地番を使用できるなら、住所変更の手続きも、百村地区の住所変更の際のみとなる。

市：可能であるが、法務局に確認したところ、地番の振り直しでは、未使用の番号を使用するとの話があった。具体的な状況を伝え、再度確認する。

また、区画整理事業区域境の道路に接した住民の意向も確認する。

次第3 町名の決め方について

市：新町名については、改めてアンケートを実施する予定。アンケートの選択肢となる新町名（案）について、ご意見をいただきたい。年内を目途に（案）をご提出いただき、次回の地区市民検討会において選定する。